### 令和4年度 標茶町一般廃棄物処理実施計画 (ごみ処理実施計画)

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。)第6条第1項の規定に基づき、標茶町ごみ処理基本計画の実施のために必要な令和3年度の事業について定めることを目的とします。

計画期間 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

#### 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量の見込み (単位:トン)

発生区分		分別区分	発生量	
		可燃ごみ 生ごみ	1, 219	
収集ご	み	不燃ごみ	102.5	
		粗大可燃	56	
		粗大不燃	30	
	字应玄	可燃ごみ	133	
持込	家庭系	不燃ごみ	17.5	
ごみ	事業系	可燃ごみ	221	
		不燃ごみ	59	
この(4)	デファ	可燃ごみ	59	
その他ごみ		不燃ごみ	37	
収集及び持込		資源ごみ	527	
		有害ごみ	5	
搬入量合計			2, 466	

(2) 処理量の見込み (単位:トン)

処理区分	処理対象	処理量
焼 却	可燃ごみ 生ごみ	1, 636
	粗大ごみ	56
埋立	不燃ごみ	196
生 生	粗大ごみ	24
	資源ごみ	519
資源化	有害ごみ	5
	不燃・粗大	30
処理量合計		2, 466

リサイクル率	(%)	22. 5%
=資源化量/	(焼却+埋立	+資源化)
		$\times 100$

<sup>※</sup>その他ごみには、公共施設から排出されるごみ、不法投棄ごみ、ボランティア清掃ごみなどを含む。

# 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

項目	概要			
ごみ処理手数料		しわてデカの区	/\	
この処理于数件	● 手数料が有料となるごみの区分 = 144 ご 7			
	<ul><li>可燃ごみ</li></ul>			
	<ul><li>・ 不燃ごみ</li></ul>			
	・ 生ごみ			
	<ul><li>粗大ごみ</li></ul>	_l_ \/ _		
	● 手数料の納入		( <del></del>	
	(標茶町廃棄物の処理及	せび清掃に関する条例 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	(半成6年標	·茶町条例第 33 号)
	第13条)		<u> </u>	- 40
	(標茶町収入証紙条例			2条)
		肯定ごみ袋による	5排出	
	(可燃、不燃、生	· · ·		
	規格	額面(1枚当たり)	証紙	袋
	12 リットル用	30 円		全種類
	20 リットル用	40 円	全種類	全種類
	40 リットル用	80 円	全種類	全種類
	② 収入証紙に。	よる排出(粗大ご	<b>ご</b> み)	
		···100	円及び 50	0円の証紙
	③ 収入証紙等	を使用せず搬入し	<b>た有料ご</b>	み
		…10 キロ	グラムに	つき 100 円
助成制度				
切り入門/支 (標茶町ごみ減量化資源化促	准分类重类字坛及7855日	7月十7日川(亚代 4	左捶发虾担日	
資源ごみリサイクル活	T		十层条門別具	明第3万月第3条/
動ボランティア団体の	<b>1</b> , 1, 1, 1	ヒワムア サイクル活動ボラ	シンティア	アロ仕生が行る
	, , , , , , , , , , , , , , , ,		•	
育成事業	ごみの回収ルート	<ul><li>・ 寅原化ルート</li></ul>	の発備にま	公安な店期
	【助成条件】	カロー云江卦)	<b>ナ</b> いフロ	14~5m目ぶ到
		名以上で活動し	ノ(いる団	体で可長か認
	めたもの			
ごみ減量化、再利用に	【対象となる事業	 :内容】		
関する住民啓発事業		みに関する学習、	講演会関	昇催、研究、調
		宣伝活動の実施		11 E ( 1717 C )
		、リサイクルエ		<b>昇催</b>
	【助成条件】	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	> ~~~ 13 · ~ 1)	
		品交換会等の参	加者が 30	名以上見込ま
	れるもの		т. д ,,	
		動については、そ	その構成が	5名以上で行
	なったもの		= 114/240	F
	1 0 12 0 12			

生ごみ減量化、再利用の実施に関する事業	【対象となる事業内容】 ・ 生ごみの減量化及び再利用の実践に対する助成(生ごみ処理機、コンポスター、ディスポーザの購入) 【助成条件】 ・ 標茶町民で、標茶町に1年以上居住し、かつ、1年以内に転出の予定がないもの。 ・ 居住1年未満の町民で、2年以上居住することが認められるもの。
家庭用回収ごみ適正排出促進に対する事業	【対象となる事業内容】 ・ 家庭用ごみ排出容器等購入に関する助成(ダストボックス、屋外ごみ排出用に限るポリバケツ、カラス除けネットの購入) 【助成条件】 ・ 標茶町民で、標茶町に5年以上居住しているもの。 【対象となる事業内容】
業	ごみの減量化、資源化、再利用推進の趣旨に基づき、町 長が必要と認めるもの
啓発活動	
標茶町クリーンタウン 推進員による地域内啓 発	推進員は地域会・町内会長が推薦し、町が委嘱します。 地域会・町内会において生活環境の保全に係る次の活動 を行います。 【活動内容】 ① 清掃及び環境衛生活動の普及、啓発 ② 不法行為発見時の町への報告 ③ ごみの減量化、再生利用の推進 ④ 分別収集の適正、かつ、円滑な推進 ⑤ その他特に町長が必要と認めた事項
標茶町ごみ減量化対策 事業推進実行委員会	商工業、農業、消費者、町等の関係団体により、その他 ごみの減量化に関する協議と事業展開を行います。
ごみの分別説明会	地域会・町内会、各種団体等の申込みを受け、担当係が訪問し、ごみの分別方法について説明を行います。
クリーンセンター視察・見学の受入れ 『森と川の月間』関連 事業	学校、各種団体等の申込みを受け、クリーンセンター施設の案内と、ごみの現状や処理方法等の説明を行います。 第22回町内クリーン作戦の開催(5月)
『自然の番人宣言』行 動計画に基づく事業	<ul><li>① 標茶町産業まつり(もうもうまつり)出展(予定)ポスター、パネルの掲示と、パンフレット、ステッカーの配布</li><li>② 第16回不法投棄クリーン作戦の開催(10月予定)</li><li>③ 『自然の番人宣言』賛同企業の募集及び認定(随時)</li></ul>

広報しべちゃへの記事	ごみ処理状況、クリーン作戦や自然の番人宣言等の取
掲載	組、コンポスター購入助成等の記事を掲載します。
ホームページの活用	町ホームページにてごみの分別方法、自然の番人宣言等の取組を紹介します。

# 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに排出方法

# 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類、分別の区分及び排出方法

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項)

分別する廃棄物の種類			分別の区分	排出方法 (概要)
	金属	主としてスチール製の容器 アルミ製の容器	<b></b>	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。
	ガラス	主として無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	キャップは外し、軽くすすぎ、乾燥後、 中身の見える袋に入れる。
	紙製の容器包装	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
資源ごみ		主として段ボール製の容器包装	ダンボール	紐で縛る。 ※ワックス付きダンボールは燃やせる ごみ。
		主として紙製の容器包装であって上 記または、公益財団法人 古紙再生促 進センターで定める禁忌品以外のも の	その他紙	中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。 ※禁忌品は燃やせるごみ。
	プ			
	ラスチッ	主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	キャップ、ラベルは外す。軽くすすぎ、 乾燥後、中身の見える袋に入れる。
	ック製の容	主としてプラスチック製の容器包装	食品トレイ	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。
	の容器包装	であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装	中身は空にし、汚れているものは軽くす すぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れる。
	古	古新聞、折込チラシ	新聞	新聞回収袋・中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
資源	紙 類 そ	古雑誌、パンフレット等	雑誌類	中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
ごみ		細断した印刷用紙、カーボン紙等	シュレッダーくず	中身の見える袋に入れる。
		古着・古布	衣類	汚れているものは洗濯し、乾燥後、中身 の見える袋に入れる。
	の他	木製の割り箸	割り箸	軽くすすぎ、乾燥後、中身の見える袋に入れるか、紐で縛る。
有	害	乾電池、ボタン電池、小型二次電池	乾電池・充電池	中身の見える袋に入れる。

ご A	· 蛍光管、電球	蛍光管	蛍光管の入っていた箱等に入れるか、紐 で縛る。
	水銀体温計	水銀体温計	中身の見える袋に入れる。
資源ごみの対象外で、かつ、燃やせるもの		もやせるごみ	<ul><li>・町指定ごみ袋(赤)又はシール(赤)を使用する。</li><li>・食用油等は布や紙にしみこませるか、 凝固剤で固める。</li></ul>
食品系のごみや、腐敗しやすいもの		生ごみ	<ul><li>・町指定ごみ袋(黄) 又はシール(黄) を使用する。</li><li>・水切りを必ず行う。</li></ul>
資源ごみの対象外で、かつ、燃やせないもの		もやせないごみ	<ul> <li>・町指定ごみ袋(青)又はシール(青)を使用する。</li> <li>・スプレー缶等は、中身を使いきり、穴を開けずに排出する。</li> <li>・刃物、尖ったもの、ガラスの破片は厚紙等で包む。</li> <li>・もえがらは火の気がないことを確認する。</li> <li>・ガスライターはガスを使い切る。</li> </ul>
指定ごみ袋(大)に入らないもので、かつ、町が指定する処理困難物でないもの(中空の状態でないようにし、最大辺の長さが1.5メートル以内に切断されたもの)		粗大ごみ	・原則として排出者が直接クリーンセン ターまで持ち込む。 ・持ち込みが困難な場合は、町に収集を 依頼する。
小型家電製品・電子機器(特定家庭用機器再商 品化法に規定する特定家庭用機器以外のもの)		小型家電	・もやせないごみとして、町指定ごみ袋 (青) 又はシール (青) を使用する。 ・パーソナルコンピュータは製造業者や 町の連携事業者であるリネットジャ パンリサイクル株式会社へ申し込み をし、引き渡すことも可能。
お  む 子供用・成人用紙おむつ、尿取りパッド、 っ  漬  清拭綿等		無料収集	・汚物等を取り除き、中身の見える袋に 入れる。 ・おむつ類以外の物が入っている場合は 収集できない。

品目ごとの分別区分、分別基準及び排出方法、その他詳細は、『標茶町家庭ごみ分別マニュアル』等で定めます。

# 【町が収集及び処分をしないもの】

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年標茶町規則第40号)第4条)

- ① 条例第8条第1項の規定により、町長が定めた処理計画に基づく排出の方法によらないもの
- ② 爆発その他危険性のあるもの

- ③ 器材を著しく汚損又は損壊するおそれのあるもの
- ④ 法令の規定により再商品化等をする者に引き渡すこととされているもの。ただし、条例第13条ただし書の規定により町が収集運搬する機器を除く。

法令の規定により製造事業者等に再商品化等が義務づけられている一般廃棄物 その他製造業者等による再商品化が行われている次の一般廃棄物は、排出者が自ら 引取者(引取義務者)に引渡すこととします。

71-10 ( )1404	受伤有丿 に別役9こととし - - 対象品目	排出方法
## ## ## ## ## ## ## ##		
特定家庭用機器 再商品化法 (平成 10年法律第97号) 第2条第4項に 規定する特定家 庭用機器	① ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコニットボエアコニットが壁掛け形若しくは床エアトが壁掛けがあるセパレーに限る。) ② テレビジョン受信機のうち、次に掲げるものロットが電池であるものロットではいものにでである。のはできるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもののものでは、シースで電池を使用しないものにといった。)及びプラズマ式のもののでは、シースででできるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のものでは、シースで電気冷蔵庫及び電気冷蔵庫及び衣類乾燥機	<ul> <li>・ 当該機器を販売した小売店に当該機器の引取りを申込み、当該店の指定する方法によりリサイクル料金等を支払う。</li> <li>・ 買換えの場合は、買換えを行った小売店に引取りを申し込み、当該店の指定する方法によりリサイクル料金等を支払う。</li> <li>・ 当該機器を販売した小売店が町外にあり引取が困難な場合や、廃業などにより引取義務者が存在しない場合</li> <li>(ア)義務外品を引取っている取扱店に引取りを依頼し、取扱店の指定する方法によりリサイクル料金及び運搬料金を支払う。</li> <li>(イ)郵便局窓口でリサイクル券を購入し、必要事項を記入して家電製品に貼りつけたうえで、指定引取場所に持ち込む。</li> <li>・ 町に排出する以外に方法がなく、かつ、あらかじめ一定のルート(郵便局窓口で家電リサイクル券を購入する方法)により製造業者に再商品化等料金を支払っている場合は、条例に基づき町が回収する。</li> </ul>
町による処理が 困難で、かつ、記者等による存い による存り で、による存り で、による存り で、たまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	<ul> <li>① 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類・実包及び空包等</li> <li>② 消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項に規定する消防の用に供する設備・消火器等</li> </ul>	<ul> <li>(1) 実包及び空包等 実包販売店を通じ、社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に引き渡す。</li> <li>(2) 消火器等</li> <li>(エアゾールタイプの簡易式消火具を除く)</li> <li>・ 特定窓口又は指定引取窓口に引取りを依頼する。</li> <li>・ 排出者が自ら指定引取場所に持ち込む。</li> <li>・ (排出者が個人の場合に限る)専用コールセンター(0120-822-306)に引取りを申し込み、後日送付される伝票及び専用箱を使用して郵便局窓口に持ち込むか又は回収を依頼する。</li> </ul>
	<ul><li>③ 開放型鉛蓄電池及び閉鎖型 鉛蓄電池</li><li>・ 自動車用バッテリー等</li></ul>	<ul> <li>③ 自動車用バッテリー等次のいずれかの事業者に引き渡す。</li> <li>・ バッテリーを交換した取扱店(自動車販売店、自動車用品店、修理工場、ガソリンスタンドなど)</li> <li>・ 使用済みバッテリーリサイクル協力店</li> <li>・ 北海道廃バッテリーリサイクル推進協議会登録業者</li> </ul>

製造業者等によ	① 廃二輪自動車	① 廃二輪自動車(自動二輪車、原動機付自転車)
る自主的な再商	・自動二輪車	廃棄二輪車取扱店に引取りを依頼する。
品化が行われて	• 原動機付自転車	
いる一般廃棄物	◎ 成ハカカー ロージ	◎ 膵ノンクサー1 Ⅱ 25
	② 廃インクカートリッジ	② 廃インクカートリッジ 次の場所に設置されている回収箱に入れる。
		<ul><li>・ 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の</li></ul>
		表示がある郵便局
		<ul><li>インクカートリッジ取扱店(ホームセンター、</li></ul>
		文房具店等)
	③ 廃FRP船	③ <b>廃</b> FRP船
		地区ごとに決まっている登録販売店で引取りを
		申込み、指定された期日に指定された場所で引き渡
		<del>,</del>
	④ 廃携帯電話・PHS等	④ 廃携帯電話・PHS等
		モバイル・リサイクル・ネットワークに参加して
		いる携帯電話・PHS販売店に引き渡す。 ※廃携帯電話・PHS等は、「小型家電」として「燃や
		せないごみ」の袋又はシールを使用する場合は町で回
		収可能。
		7,520
在宅医療廃棄物	在宅医療に伴い家庭から排出さ	・ 自己注射針(使用の有無を問わず全て)は、キャ
	れる廃棄物	ップをつけた上で、交付した医療機関や薬局等の指
		示に従い返却または廃棄する。
		・ 使用済輸液セットや蓄尿袋等、医療行為に伴い使
		用された医療器具は、交付又は貸与した医療機関や
		薬局等の指示に従い返却または廃棄する。
		※注意※ サロスト オウ医療廃棄物の保管のにおに来た。マ
		排出者は、在宅医療廃棄物の保管や返却に当たって は、当該廃棄物が飛散し、漏れ、しみ出ることがない
		は、ヨ該廃棄物が飛散し、爛れ、しみ出ることがない。
		STATE A PARTICULAR A CANO

### 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

# 【収集·運搬体制】

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	収集申込	収集日
分別して収集するものと	町 (委託)	不要	収集日程表のとおり
した一般廃棄物のうち、	令和4年度一般廃棄物収集		
家庭から排出されるごみ	運搬業務委託事業者		
(粗大ごみを除く)			
分別して収集するものと	町 (委託)	町	町が指定した平日
した一般廃棄物のうち、	標茶町クリーンセンター維	受付時間:平日	
家庭から排出される粗大	持管理業務委託事業者	午前8時45分から	
ごみ		午後5時30分まで	
事業系一般廃棄物	標茶町長の一般廃棄物収集	許可業者	許可業者が指定した日
	運搬業の許可を受けた事業	受付時間:業者による	
	者		

### 収集日程表

収集曜日 開始時間	月	火	水	木	金
午前 8:30~	開運、南標茶、川上、 下御卒別(味幸園 周辺)、ルルラン		桜(1~4・9・ 10丁目)、茶安別	磯分内市街、中央(下地区、市街周辺)、栄 (国道付近)、虹別市街、萩野	阿歴内、厚生、下沼幌、
午後 1:00~	常盤、富士		桜(5~8・11~ 14 丁目)、麻生	磯分内中央(上地区)、 川東、川西、栄、上虹 別、中虹別	
収集日数 (うち祝日)	51日(4日)	50日(1日)	50日(1日)	51日 (3日)	53日(2日)
収集休止日	令和5年1月2日	令和4年5月3日 令和5年1月3日	令和4年5月4日 令和5年1月4日	令和4年5月5日 令和5年1月5日	

# 《収集を行わない日》

- 日曜日及び土曜日。
- ・ 令和4年5月3日から5日まで。
- ・ 令和4年12月31日から令和5年1月5日まで。
- ・ 荒天、収集路線の通行規制その他やむを得ない事情により収集に支障が生 じた場合。

### 【中間処理体制・最終処分体制】

区分		中間処理			最終処分		
		処理	処理施設	処理方法	処理	処理施設	処理方法
					主体		
分別して収集	資源ごみ	町	標茶町クリー	選別・減容・	事業者	資源化事業者	資源化
するものとし	有害ごみ		ンセンター	梱包	等	等の施設	
た一般廃棄物	可燃ごみ			焼却	町	標茶町クリー	埋立
のうち、家庭か	生ごみ					ンセンター	
ら排出される	不燃ごみ			一部選別	事業者	資源化事業者	資源化
ごみ (粗大ごみ					等	等の施設	
を除く)					町	標茶町クリー	埋立
						ンセンター	
分別して収集するものと		町	標茶町クリー	(可燃)	町	標茶町クリー	埋立
した一般廃棄物の	した一般廃棄物のうち、家		ンセンター	焼却		ンセンター	
庭から排出される粗大ご				(不燃)	事業者	資源化事業者	資源化
み				一部選別	等	等の施設	
					町	標茶町クリー	埋立
						ンセンター	
事業系一般廃棄物		町	標茶町クリー	(可燃)	町	標茶町クリー	埋立
			ンセンター	焼却		ンセンター	
				(不燃)	町	標茶町クリー	埋立
				埋立		ンセンター	

### 《直接搬入ごみの受入れを行う日時》

(標茶町クリーンセンター管理規則(平成6年標茶町規則第39号)第2条)

- ・ 平 日 午前9時から午後5時まで。
- ・ 土曜日 午前9時から正午まで。
- ※ ごみの受入日数294日

#### 《直接搬入ごみの受入れを行わない日》

- ・ 管理規則第2条第2号に定める休場日(祝日、日曜日、令和4年12月31日、令和5年1月1日から5日まで)
- ・ 荒天その他やむを得ない事情により、クリーンセンター周辺道路の通行が 規制された日。
- ※ただし、休場日であっても、管理規則に基づきクリーンセンター所長(住民 課長)が特に必要と認める日は、受入れを行います。
- ① 12月31日(土)…午前9時から午後0時までの3時間(予定) ただし、一般廃棄物の持込みに限る。
- ② 次に掲げる祝日…『標茶町一般廃棄物収集運搬業務委託契約』に基づく収集ごみ(一般廃棄物)のみ。

# ≪収集ごみのみ受入れを行う祝日≫

<del>来しゅんりゅん</del>	C) 144 o C 13	7 104 17 //	
収集ごみの			備考
受入を行う社	兄日		
令和4年	4月29日	(金)	昭和の日
	7月18日	(月)	海の日
	8月11日	(木)	山の日
	9月19日	(月)	敬老の日
	9月23日	(金)	秋分の日
	10月10日	(月)	スポーツの日
	11月3日	(木)	文化の日
	11月23日	(水)	勤労感謝の日
令和5年	1月9日	(月)	成人の日
	2月23日	(木)	天皇誕生日
	3月21日	(火)	春分の日
合計	11月		

# 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

# (1) 施設の現状

# 【中間処理施設】

種別	所在地	処理対象物	処理能力	
ごみ焼却棟 (エネルギ	川上郡標茶町開運	可燃ごみ、粗大ごみ(可燃)、	8 t/1日 (1炉)	
一回収推進施設) 9丁目 22番地		生ごみ、愛護動物の死体		
リサイクルセンター	川上郡標茶町開運	缶、びん、ペットボトル、	機械選別(圧縮減容機)	
	9丁目21番地	食品トレイ、衣類、割り箸、	( 缶 ) 200 kg/時間	
		蛍光管、乾電池、衣類	(ペットボトル) 100 kg/時間	
			その他は手選別	

## 【保管施設】

種別	所在地	処理対象物	処理能力	
<ul><li>資源ストックヤード</li></ul>	川上郡標茶町開運	びん、牛乳パック類、ダン	保管面積	
・マテリアルリサイク	9丁目21番地	ボール、その他紙、ペット	資源ストックヤード 295.68 m <sup>2</sup>	
ル推進施設(令和3年		ボトル、食品トレイ、その	マテリアルリサイクル推進施設	
3月供用開始)		他プラスチック類、シュレ	240. 50 m²	
		ッダーくず、新聞、雑誌		

# 【最終処分施設】

	•			
種別	所在地	処理対象物	計画埋立容積	埋立方式
最終処分場	川上郡標茶町開運	不燃ごみ、粗大ごみ(不燃)、	18, 100 m <sup>3</sup>	準好気性埋立
	9丁目22番地	焼却残渣、		サンドイッチ
				工法

# (2) 施設の整備に関する事項

現施設の定期的な点検・測定と、結果に基づく必要な補修等を行うよう努めます。

### 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

#### 不法投棄防止対策

- ア 春と秋の年2回、自然の番人宣言行動計画に沿って、不法投棄・ポイ捨て の撲滅に向けたクリーン作戦を、住民や協賛事業者等と協働して実施します。
- イ 春と秋の年2回、あらかじめクリーンタウン推進員会議で定めた実施基準期間に、町内全域で地域一斉清掃を実施するよう努めます。
- ウ 地域会等及び町は、次の役割を担うものとします。

#### 【地域会等】

- (ア) 地域会等の事業計画に基づく清掃活動の計画・運営
- (イ) 回収されたごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に分別すること
- (ウ) ごみの運搬、町が収集を行う場合はそのために必要な協力

#### 【町】

- (ア) 地域会等による運搬が困難な場合の収集
- (イ) 回収されたごみの適正処理
- (ウ) 不法投棄防止のための啓発、監視活動の実施